

奥州市議会全員協議会

日時：令和8年3月26日（木）

時 分

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 議長挨拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 指定金融機関の処理誤りによる定期預金の利子補填について
- ② 令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）案について
- ③ 令和8年度一般会計補正予算（第2号）案について
- ④ ネーミングライツについて
- ⑤ 国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の税率について
- ⑥ 奥州市介護保険条例の一部改正について

4 その他

5 閉 会

指定金融機関の処理誤りによる定期預金の利子補填について

全員協議会説明資料 令和8年3月26日 会計課

1 概要

令和7年3月27日(木)からB銀行に預ける予定の定期預金について、指定金融機関の処理誤りにより、同日15時までにB銀行への送金処理ができず、翌日の令和7年3月28日(金)からの預入れとなったもの。

このことにより、本来受け取るべき定期預金の利子が欠けることになり、奥州市指定金融機関に関する契約書第12条の規定に基づき、指定金融機関から、定期預金の利子相当額を補填したいと申し出があったもの。

3 利子補填金の処理

市では弁償金として受入れ、関係する基金にそれぞれ分配して積み立てる。

関係予算は3月臨時補正予算にて計上。

指定金融機関では令和8年3月31日に利子補填金を支払う予定。

2 処理誤りの経緯

- ・ A機関に預けていた基金の定期預金が令和7年3月27日(木)に満期となり、同日27日からB銀行に次の定期預金を預ける予定であった。
- ・ 満期後、A機関から元金と利子が市の口座に分けて振り込まれる。元金は各基金の普通口座へ振り込まれ、利子は会計課の当座口座へ振り込まれる。その後、利子は各基金の普通口座に移し替えて、元金と合わせてB銀行に送金する手順となっていた。
- ・ 指定金融機関の担当者は、A機関から元金、利子とも各基金の普通口座に直接振り込まれると誤認しており、会計課の当座口座に振り込まれた利子を各基金の普通口座に移す処理をしていなかった。そのため、A機関からの利子が振り込まれていないと考え、B銀行への送金ができなかった。
- ・ 原因が判明したのが午後4時頃であったため、B銀行への送金は翌日28日となった。
- ・ B銀行の定期預金は1年間の預入で申し込んでおり、預入日数を変更することが出来なかったため、定期預金の開始日が1日遅れの令和7年3月28日となり、満期日も1日後ろにずれて令和8年3月28日となった。

4 利子補填金の内訳と金額（確定額）

	預入先	R7	3/26(水)	3/27(木)	3/28(金)	3/29(土)	～略～	R8	3/27(金)	3/28(土)	3/29(日)	3/30(月)	3/31(火)
当初の予定	A機関			満期日									
	B銀行			開始日					満期日				
	B銀行								開始日				
変更後	A機関			満期日									
	B銀行			定期不可	開始日					満期日			
	B銀行									定期不可	定期不可	開始日	

利子補填①

利子補填① R7.3.27(木)分

この日、予定通り定期に預けていた場合の1日の利子 ⇒ 49,711円

利子補填②

利子補填② R8.3.28(土)、29(日)の分次の定期預金を預けていた場合の2日間の利子

なお、この2日間は普通利子がつくため、その分を除いた額とする ⇒ 36,518円

本来は満期日同日に次の定期預金を預けるが、満期日が土曜日になったことで、月曜日まで手続きができない。3/28・29も予定していた定期預金利子が入らないため、補填対象となる。

利子補填金 ① + ②により 合計額 86,229円

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）案について

全員協議会資料 令和8年3月26日 財務部財政課

1 補正額

△5.7億円

令和8年第2回臨時会最終日に提案する令和7年度14号補正予算は次のとおり。

年度末に至り、国・県支出金や、事業費の確定のほか、道路整備事業などに所要の措置をするもの。

(単位：千円)

補正前額	補正額	補正後額
70,128,837	△570,513	69,558,324

○主な財源内訳

国庫支出金 △234,051千円、市債 △271,300千円

財政調整基金繰入金 △22,706千円 ほか

2 財政調整基金残高

約 58.2 億円

○14号補正後の財政調整基金残高は約58.2億円。

13号補正までは、財政調整基金2,663,730千円を取崩して編成している。14号補正で22,706千円を取崩しを取りやめ、取崩し合計は2,641,024千円となり、予算ベースでの令和7年度末現在高は5,818,941千円の見込み。

3 補正予算の主な内容（概要）

○歳出予算補正の主な内容は次のとおり。

(単位：千円)

事業名等	事業費
旧伊手小学校複合施設整備事業	△19,000
奥州湖交流館改修事業	△20,125
老人施設入所措置費	6,565
道路整備事業債道路整備事業	84,000
(仮称) 奥州西学校給食センター新築事業	△472,000

○繰越明許費補正の主な内容は次のとおり。

(単位：千円)

区分	事業名等	事業費
追加	弁護士委託業務	704
	鳥獣対策事業（クマ）	3,544
	メイプル東館地下ピット防水修繕業務	970
	宅地開発指導事業	2,588
変更	物価高対応子育て応援手当支給事業	18,778
	子育て世帯食料品物価高騰支援費	18,700

4 補正予算の内容（詳細）

○歳出予算補正の詳細は次頁のとおり。

一般会計

	所属	事業名	補正内容	歳出補正額 (千円)	備考
財務部					
1	財産運用課	車両管理事業	自動車借上料 △7,672千円	△ 7,672	第2次奥州市地球温暖化対策実行計画に基づく公用車更新にあたり、環境に配慮した車両導入による環境負荷低減、車両のリース化による包括的管理の実現と維持管理コスト削減を図るため開始した事業の今年度支払額が確定したことにより減額するもの。
2	税務課	賦課事務費	【繰越明許費】 弁護士委託料 704千円		令和6年度に2社から訴訟の提起があった法人市民税の課税内容に係る債務不存在確認事件について、令和7年12月の地方裁判所判決に対し原告から控訴がなされたため、一審に引き続き代理人を委託するもの。 控訴内容の受理が今月、仙台高等裁判所における審理が4月以降に開始される予定であることから繰越明許を設定するもの。
協働まちづくり部					
3	地域づくり推進課	旧伊手小学校複合施設整備事業	【歳入】 第2世代交付金 △4,278千円 体育教育施設整備事業債 △19,700千円 【歳出】 工事請負費 △19,000千円	△ 19,000	<概要>事業が完了したことから、決算見込額に減額補正するもの。 小さな拠点づくりプロジェクトとして、旧伊手小学校を地区センターと地域の賑わい・生業創出施設を併設した複合施設に改修したもの。(4月稼働開始) <事業期間>令和6年度～令和7年度 <決算見込額(施設整備分)> 296,000千円 <財源>交付金(国) 138,980千円、過疎対策事業債 155,300千円 差引後の一般財源額は約1,700千円 ※過疎対策事業債は江刺及び衣川地域が対象で、財政措置として元利償還金の70%が普通交付税の需要額として算入される。
4	生涯学習スポーツ課	奥州湖交流館改修事業	【歳入】 第2世代交付金 △10,063千円 体育教育施設整備事業債 △10,000千円 【歳出】 監理委託料 △304千円 工事請負費 △13,331千円 備品購入費 △6,490千円	△ 20,125	<概要>事業が完了したことから、決算見込額に減額補正するもの。 奥州湖周辺エリアプロジェクトとして、既存施設を「周辺エリアのアウトドアツーリズム拠点」及び「カヌーをはじめとするトレーニングセンターとしての機能強化」のために改修したもの。(4月中旬プレオープン予定) <事業期間>令和6年度～令和7年度 <決算見込額(施設整備分)> 318,439千円 <財源>交付金(国) 155,424千円、水源地域振興整備基金 78,000千円、 辺地対策事業債 84,900千円 差引後の一般財源額は約115千円 ※辺地対策事業債は胆沢と衣川の一部の地域が対象で、財政措置として元利償還金の80%が普通交付税の需要額として算入される。
市民環境部					
5	生活環境課	鳥獣対策事業(クマ)	【繰越明許費】 鳥獣対策事業(クマ) 3,544千円		クマ避けスプレー購入のための消耗品費3,544千円について、入札不調により年度内完了が見込めないため繰越明許費の設定をするもの。市内業者で3月12日入札予定であったが、入札前の仕様適合確認を受けた業者が1者のみだったことにより入札中止となったため。5月中旬頃納品を目標に、4月中旬に再入札予定。 <財源>指定管理鳥獣対策事業補助金2,952千円(国2/3、県1/6)
商工観光部					
6	商工労政課	水沢市街地エリア核施設管理運営事業	【繰越明許費】 メイプル東館地下ピット防水修繕業務 970千円		メイプル東館における地下ピットの漏水が判明し、防水修繕を実施する必要があり、業務実施のための作業員(技術者)の確保に時間を要し、年度内完了が見込めないことから、繰越明許を設定するもの。

	所属	事業名	補正内容	歳出補正額 (千円)	備考
農林部					
7	農地林務課	有害鳥獣捕獲等事業	鳥獣被害対策実施隊員報酬 △53千円 費用弁償 340千円	287	<p>< 隊員報酬 > 年額報酬 (@5,000円) のため執行額確定 △53千円</p> <p>< 費用弁償 > シカ・イノシシ6,912日(確定)、クマ(1,085日+3月出勤見込60回)で積算 不足見込み340千円</p> <p>< 参考 > 捕獲頭数(R6比 増加率) シカ1,120(140%)、イノシシ352(191%)、カラス161(150%)、カルガモ103(136%)、クマ85(207%)</p>
8	農地林務課	森林経営管理事業	森林整備事業補助金 △2,000千円	△ 2,000	<p>執行見込額の確定による不用額の減額</p> <p>< 財源 > 森林環境譲与税基金繰入金 当初予算では本事業に、47,762千円充当(基金取崩)予定であったが、執行見込の減により、充当額は19,033千円となる。例年、使い切れずに基金残が積みあがっていることが課題となっている。</p> <p>< 参考 > 森林環境譲与税基金の残高 R4末 132,365千円 R5末 172,970千円 R6末 241,524千円 R7末 247,934千円(決算見込額) R8末 284,469千円(予算額ベース) ※本補助金の補助要件の見直し(補助対象エリア拡大、補助額の増額、対象施設の拡大)により活用を図る。</p>
福祉部					
9	福祉課	民生委員ICT活用事業	クラウドサービス使用料 △600千円	△ 600	<p>当初予算で措置したkintone(登録情報を地図上で可視化するなど多機能なアプリ)の未執行、LINE WORKSの有料プランへの再契約の際に値引きが発生したことから大幅減となったもの。市としてはkintoneの活用まで発展させたかったが、利用希望者が少なかったことなどから、導入に至らなかったもの。</p>
10	地域共生社会課	老人施設入所措置費	養護老人ホーム措置費 6,565千円	6,565	<p>毎年1月に前年度の実績に基づき、措置費の単価に係る年度改定を行っており、今回の改定で寿水荘、江寿園の単価が増となり、令和7年4月から令和8年1月までの差額遡及が生じたもの。</p> <p>入所者数が少ない施設は、入所者1人あたりが負担する固定費(人件費や施設維持費)が増え、事務費単価は高く設定されることとなり、今回の改定では、主に市外の措置者数が減少したことにより階層が変わったもの。</p>
11	地域共生社会課	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援助成金 30千円	30	<p>成年後見制度利用支援助成金は、成年後見制度を利用する際に発生する後見人の報酬や手続き費用等を軽減し、より多くの人が制度を利用できるようにすることを目的としたものであり、65歳以上の高齢者分については介護保険特別会計(長寿社会課)、一般会計では障がい者分を予算措置しているもの。</p> <p>市長申し立てにより後見人を選任した場合に助成対象となるが、障がい者分では過去に実績なし。障がい者に係る報酬付与の審判に基づき助成申請があったが、予算が不足しているもの。</p>

	所属	事業名	補正内容	歳出補正額 (千円)	備考
健康こども部					
12	こども家庭課	物価高対応子育て応援手当支給事業	【繰越明許費】 【歳入】 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 18,200千円 〃 事務費補助金 74千円 【歳出】 通信運搬費 1千円 手数料 73千円 物価高対応子育て応援手当費 18,200千円		<対象> 子育て世帯(令和7年9月分の児童手当受給者及びR7.10.1～R8.3.31に出生した児童を養育する父母等) <目的> 長期化している物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子ども達の健やかな成長を応援する。 <内容> 子ども一人当たり2万円 事業費:受給対象児童数14,500人×20,000円=290,000,000円 事務費:2,998,000円(通信運搬費、システム開発委託料等) →1月臨時補正と合わせて、R8.3.31までに出生した児童を支給対象としていることから、手当の支払が4月以降となる分【事業費:500千円+事務費:4千円】を繰越明許費として設定していたもの。 →新生児及び公務員その他の申請による分でR8.3月以降に申請があるものについては、R8において支給決定の上で対象者に支給することとし、その財源は国のR7からの繰越予算及び自治体において繰越を行った予算とする取扱いとする旨の事務連絡を受け、繰越明許費の変更【事業費:18,700千円+事務費:78千円】を行うもの。
13	こども家庭課	【重点支援】 子育て世帯に対する食料品物価高騰支援事業	【繰越明許費】 【歳入】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 17,500千円 【歳出】 子育て世帯食料品物価高騰支援費 18,200千円		<対象> 子育て世帯(令和7年9月分の児童手当受給者及びR7.10.1～R8.3.31に出生した児童を養育する父母等) <目的> 長期化している物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、国の支援策と合わせて市独自に食料品の特別加算をすることで、子ども達の健やかな成長を応援する。 <内容> 子ども一人当たり2万円(国の物価高対応子育て応援手当2万円に、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市独自に2万円を上乗せ支給) 事業費:受給対象児童数14,500人×20,000円=290,000,000円 →1月臨時補正と合わせて、R8.3.31までに出生した児童を支給対象としていることから、手当の支払が4月以降となる分【事業費:500千円】を繰越明許費として設定していたもの。 →物価高対応子育て応援手当(国措置分)と考え方を合わせて繰越明許費の変更【事業費:18,700千円】を行うもの。
都市整備部					
14	土木課	道路整備事業債道路整備事業	【繰越明許費】 【歳入】 道路整備事業債 84,000千円 【歳出】 道路改良修繕工事 84,000千円	84,000	2月上旬に県市町村課から過疎債年間所要額調査があった際に、県全体として不要額が生じていることから事業追加の依頼があり、担当課と調整の上事業追加するもの。 ※2月追加では、奥州市の枠に国補正の影響で不要額が生じたことから令和8年度に予定していた事業を前倒しするなどを行ったが、今回は県全体として不要額が生じたことにより、新たに事業を追加したもの。 <財源> 過疎対策事業債 充当率100% 交付税70%
15	都市計画課	宅地開発指導事業経費(起債)	【繰越明許費】 土地購入費 2,588千円		市は、奥州市宅地開発指導要綱第8条において、施設有償提供基準を定めており、提出された協議申請を適合と認めた場合、当該用地を有償提供にて処理することとしている。 今般、令和7年12月23日付けで契約締結していた「市道東部地区40号線道路改良事業用地」について、不動産登記に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったことから繰越明許費を設定するもの。

	所属	事業名	補正内容	歳出補正額 (千円)	備考
教育委員会事務局					
16	教育総務課	(仮称)奥州西 学校給食セン ター新築事業	【歳入】 公立学校施設整備費補助金 △205,015千円 義務教育施設整備事業債 △317,100千円 【歳出】 工事請負費 △472,000千円	△ 472,000	奥州西学校給食センターの新築に係る工事費の確定見込により減要求があったもの。また、国の学校施設環境改善交付金について、建築JVの施工不良により、年度内の竣工が困難となったことを受け、事故繰越の手続きを進めていたが、不可となったことから歳入についても減要求があったもの。なお、工事費の減、交付金の減を踏まえ、起債についても減としている。 <決算見込額(R4年度～R7年度)> 決算見込額: 3,358,012千円 財源内訳: 国庫支出金 15,240千円 起債借入見込額 2,927,500千円 その他(ふるさと納税) 124,770千円 一般財源 290,502千円
会計課					
17	会計課	基金管理事業	【歳入】 弁償金 37千円 【歳出】 財政調整基金積立金ほか 39千円	39	基金の定期預金について、令和7年3月27日から預入を予定していたが、指定金融機関による送金処理誤りにより1日遅れ、予定していた利子が受け取れない日が生じたため(令和7年3月27日、令和8年3月28日、29日の3日分)、利子相当分が指定金融機関から弁償金として補填され、同額を基金へ積み立てるもの。

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第2号）案について

全員協議会資料 令和8年3月26日 財務部財政課

1 補正額

2.5億円

令和8年第2回臨時会最終日に提案する令和8年度2号補正予算は次のとおり。

本庁舎管理事業、特別会計繰出金などに所要の措置をするもの。

(単位：千円)

補正前額	補正額	補正後額
64,999,958	249,610	65,249,568

○主な財源内訳

県支出金 28,912千円、市債 171,600千円

財政調整基金繰入金 39,251千円 (ほか)

2 財政調整基金残高

約 36.8 億円

○2号補正後の財政調整基金残高は約36.8億円。

1号補正までは、財政調整基金2,128,377千円を取崩して編成している。2号補正で39,251千円を取崩し、取崩し合計は2,167,628千円となり、予算ベースでの令和8年度末現在高は3,683,740千円の見込み。

3 補正予算の主な内容（概要）

○歳出予算補正の主な内容は次のとおり。

(単位：千円)

事業名等	事業費
本庁舎管理事業	170,500
国民健康保険特別会計繰出金	14,315
後期高齢者医療事業	28,999
後期高齢者医療特別会計繰出金	20,448

4 補正予算の内容（詳細）

○歳出予算補正の詳細は次頁のとおり。

一般会計

	所属	事業名	補正内容	歳出補正額 (千円)	備考
財務部					
1	財産運用課	車両管理事業	違約補償金 898千円	898	市長車リース契約解約を行うため予算措置するもの。
2	財産運用課	本庁舎管理事業	【歳入】 総務施設整備事業債 170,500千円 【歳出】 本庁舎非常用発電機更新工事 170,500千円	170,500	令和8年1月に発生した東北電力を起因とした停電事故の際に、本庁舎の非常用発電機が経年劣化により正常に作動しない事象が発生した。現在は一部修繕し稼働できる状態ではあるが、機器更新を行い非常時の電源供給の安定化を図るもの。 令和8年度は工事請負費前金払い分を措置するもの(事業の1/2)。 <総事業費> 341,000千円(債務負担行為を設定しての2か年事業) <起債> 緊急防災・減災事業債 充当率100% 交付税措置70%
福祉部					
3	福祉課	江刺総合コミュニティセンター管理運営事業	PCB含有機器等交換業務委託料 1,814千円	1,814	江刺コミュニティセンターの変圧器及び高圧コンデンサについて、点検業者よりPCB含有の可能性を指摘されたため、検査分析を行うもの。なお、高圧コンデンサは、検査のための油を抜き取ることができない構造となっているため、更新が必須となる。各メーカーに問い合わせたところ、高圧コンデンサは「PCB混入の可能性あり」、変圧器は「混入の可能性はないと判断するが、証明はできない」との回答であり、変圧器の更新については可能性として低いものと思われるが、仮に更新が必要となった際は、最大で47,784千円の費用負担が生じる見込み。
健康こども部					
4	保険年金課	国民健康保険特別会計繰出金	【歳入】 国民健康保険基盤安定負担金 (保険者支援分:国1/2・県1/4) 3,882千円 (保険税軽減分:県3/4) 6,855千円 【歳出】 国民健康保険特別会計(事業勘定)繰出金 14,315千円	14,315	令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始されることに伴い、国民健康保険特別会計(事業勘定)に対する法定繰出(保険基盤安定制度分)の増額を行うもの。 低所得者に係る保険税軽減分:9,140千円 保険者支援分:5,175千円
5	保険年金課	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療療養給付費負担金 28,999千円	28,999	昨年末に厚生労働省より示された「令和8・9年度保険料の試算について(第2回)」により再試算を行った結果、負担金に変更が生じたもの。【2/18の広域連合議会で予算案可決済み】 変更理由としては、診療報酬の増額改定(診療報酬+3.09%、薬価▲0.86%、材料価格▲0.01%)により、広域連合全体のR8医療給付費見込額が大幅に増加(+35.7億)したことによるもの。 ※療養給付費については、過去5年度(R2~R6)の市町村別の一般被保険者の医療給付費を積み上げて県内割合を算出【当市は9.98273%】し、広域連合全体のR8療養給付費見込額に県内割合を乗じた額を負担対象額として、負担割合(1/12)で負担金を算出する。

	所属	事業名	補正内容	歳出補正額 (千円)	備考
6	保険年金課	後期高齢者医療特別会計繰出金	【歳入】 後期高齢者医療保険基盤安定負担金(県3/4) 15,339千円 【歳出】 後期高齢者医療特別会計繰出金 20,448千円	20,448	後期高齢者医療保険料の均等割の額改定による医療給付費に係る保険料軽減分の増及び令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始されることに伴い、後期高齢者医療特別会計に対する法定繰出(保険基盤安定制度分)の増額を行うもの。 医療給付費に係る保険料軽減分:7,652千円 子ども・子育て支援金に係る保険料軽減分:12,796千円
7	保育こども園課	障がい児保育事業	特別支援教育・保育事業補助金 6,126千円	6,126	心身に障害があり個別の支援を必要とする児童を受入れする施設に対し補助金を交付するもの。教育・保育施設等へ入所後に成長とともに個別の支援を要することが判明するケースも多く、入所児童数に対する対象児童の割合が年々増加傾向にある。新年度における対象児童の審査会を実施し、その結果を基に受入予定施設へ加配職員の配置見込みによる所要額調査を実施したところ、当初予算に不足が生じる見込みとなったもの。【補助対象職員:86→87人(+1人増)】 ＜当初＞　　　　　　　　　＜補正後＞ 1号認定児加配職員分 常勤6人・非常勤8人 常勤8人・非常勤5人 2・3号認定児加配職員分 常勤62人・非常勤10人 常勤65人・非常勤9人
8	保育こども園課	保育士・保育人材確保対策事業	【歳入】 保育対策総合支援事業費補助金 5,425千円 【歳出】 保育補助者雇上強化事業補助金 6,510千円	6,510	保育士の業務負担軽減及び離職防止を図るため、私立の特定教育・保育施設等に対し、保育補助者の雇上げに要する費用の一部を補助するもの。 新年度における補助金活用有無の調査を行ったところ、本事業の実施予定施設数が増加し、当初予算に不足が生じる見込みとなったもの。 【定員121人未満:3→5施設・定員121人以上:2施設(増減なし)】
教育委員会事務局					
9	教育総務課	(仮称)奥州西学校給食センター新築事業	【歳入】 弁償金 7,260千円	0	建築JVの施工不良(鉄骨柱を建てる箇所に埋設したアンカーボルトの位置ずれ)に係る是正工事において、工期延長による追加経費が発生したことから、本件において過失のある建築JVに対し、追加経費相当額の費用負担を求めるもの。今後、相手方と覚書を取り交わし、6月末を支払期限として請求予定。 ＜追加経費内訳＞ 電気設備工事 3,652,000円 機械設備工事 3,608,000円 計 7,260,000円

ネーミングライツについて

令和8年3月26日 全員協議会資料 財務部財政課

1 ネーミングライツとは？

ネーミングライツ（命名権）は、企業や団体が対価を支払うことで、特定の施設やイベント、番組などに自社の名称やブランド名を冠する権利のこと。

当市では実施していないが、全国的に広く行われており、県内でも岩手県を始め、盛岡市、北上市、一関市、金ケ崎町などで実施している。

例) トーサイクラシックホール岩手
いわぎんスタジアム
さくらホール feat.(フィーチャリング) ツガワ
ヒロセユードーム
しんきん森山スタジアム

2 当市での導入

当市は公共施設を多数有しており、魅力ある施設が多いものの、維持管理費の増加が課題となっている。

そこで、施設の維持管理費の財源を確保するとともに、企業にPRの場を提供するため、当市でもネーミングライツを実施しようとするもの。

昨年11月に「奥州市ネーミングライツ事業実施要綱」を定め、関係部署の意向調査を行ったところ、「奥州湖交流館」でネーミングライツを募集したいという担当課からの希望が出された。

そこで、庁内組織である「奥州市ネーミングライツ審査委員会」において、募集条件などを審査したうえで、募集することを決定した。

3 「奥州湖交流館」の概要

- ・「奥州湖周辺エリアのアウトドアツーリズム拠点」及び「カヌーをはじめとするトレーニングセンターとしての機能強化」のため既存施設を改修し、6月1日にリニューアルオープンを予定している。
- ・指定管理者制度導入施設であり、4月1日からの指定管理者を決定済み。
- ・周辺では、例年、カヌーの大会や胆沢ダムフェスなどのイベントが開催されている。

4 具体的な募集条件

- ・応募資格は法人その他の団体とし、個人からは受け付けない。
- ・市の提示金額は20万円(税抜)以上とする。
- ・条例上の名称は変更せず、あくまで「愛称」とする。
- ・名称に「奥州」の文字を含める。
(ひらがな、カタカナ、アルファベット可)
- ・契約期間は3年以上5年以内とする。

5 募集のスケジュール

募集期間	3/30~4/20
優先交渉権者の決定	4月下旬
優先交渉権者との協議	5月上旬
スポンサーの決定・契約	5月下旬
愛称の使用開始	6/1~

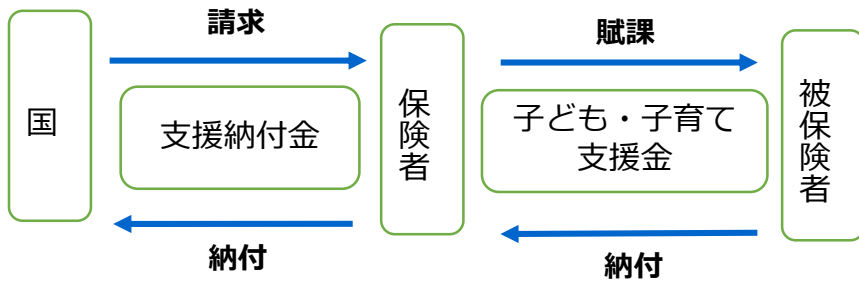
6 他施設への導入予定

令和9年4月1日を目途に、関係部署等との協議が整った施設から導入を進める。

令和8年3月26日 全員協議会資料 財務部税務課 健康こども部保険年金課

1 子ども・子育て支援金制度の概要

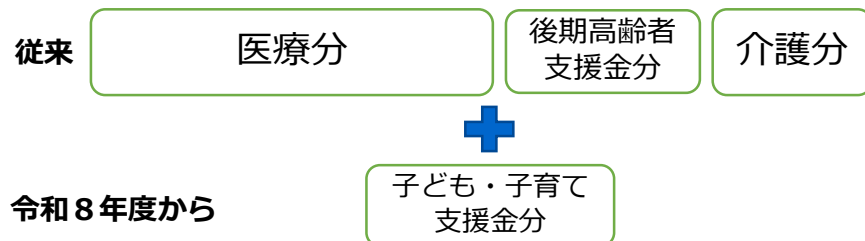
- ・こども未来戦略（令和5年12月策定）の「子ども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子育てを支えるための新しい仕組み。
- ・令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付することとなる。



※保険者は「子ども・子育て支援金」の代行徴収のような位置づけになります

2 国民健康保険における取扱い

- ・国民健康保険税は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されている。
- ・これらに加え、令和8年度からは新たに子ども・子育て支援金の賦課・徴収が必要となる。
- ※高校3年生相当までの方の均等割は全額軽減される。



3 子ども・子育て支援分に係る納付金

- ・保険者は、県に対して、子ども・子育て支援分に係る納付金を納付することになる。納付金額は、毎年度、県が算定し示すこととされており、令和10年度まで段階的に増加し、以降も継続して納付することとなる（国の示す納付金総額 R8：概ね6,000億円、R9：概ね8,000億円、R10：概ね1兆円）。
- ・岩手県では、現時点において令和8年度分のみが提示されている。

R8奥州市子ども・子育て支援納付金額	
納付金額	65,147,933円

※R8.1.6通知：岩手県保健福祉部健康国保課による算定結果資料より

4 子ども・子育て支援金の使途

- ・子ども・子育て支援の拡充は既に始まっており、給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられる。

支援金は、次の6つの取組みに使われます

※これらの目的以外で使用されることはありません。



令和8年3月26日 全員協議会資料 財務部税務課 健康こども部保険年金課

5 国民健康保険税の税率の検討

国民健康保険税の子ども・子育て支援金分（新設）の税率を検討するにあたり、国保中央会が作成する「保険料算定ツール」を活用し、次の条件を考慮して検討した。

- ①世帯数、被保険者数の伸び率は令和7年度当初賦課と比較して、減少見込みとした。
- ②所得額については、前年度より増見込みとした。
- ③均等割、平等割については県が示す標準税率を参考に積算した。
- ④応益：応能割合が50：50に近づくようにした。
- ⑤保険基盤安定負担金（一般会計からの繰入）を見込んだ賦課額とした。

また、支援納付金は3年間段階的に増額となることから毎年度税率の見直しを行う。

試算基礎データ

子ども・子育て支援納付金（8年度）※ ¹	65,147,933円
世帯数	13,506世帯
被保険者数	18,906人
内18歳以上	17,696人
内18歳未満	1,210人
所得割課税標準	15,234,375,497円

7 今後のスケジュール

3月25日 国保運営協議会

3月26日 市議会全員協議会予定

3月27日 奥州市議会臨時会へ議案提出予定

（条例改正案及び令和8年度補正予算案）

6 税率の改正案

子ども・子育て支援金分		税率	賦課総額（軽減後）
応能割	所得割	0.21%	30,243,405円
応益割	均等割	1,200円	15,810,125円
	18歳以上均等割	60円	
	平等割	600円	5,193,223円
合計			51,246,753円

賦課総額 51,246,753円（算出税額-控除額）

×収納率95% = 48,684,415円……（A）

保険基盤安定負担金 14,314,940円……（B）

（A）+（B）= 62,999,355円

※¹納付金との差額（不足）については、国保財政調整基金を充てる

税率案	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども子育て支援金分
所得割	6.50%	2.50%	1.78%	0.21%
均等割	19,800円	7,800円	6,600円	1,200円
18歳以上均等割	—	—	—	60円
平等割	19,800円	7,800円	6,000円	600円
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

県内各市の一人当たりの調定見込額は、2,270円～3,611円、平均2,980円、奥州市は2,711円を見込んでいる。

1 改正の趣旨

「介護保険法施行令」の一部改正に伴い、令和8年度における第1号被保険者の保険料率の算定等に係る特例を定めるものです。

2 改正の概要

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に引き上げられることとなりました。介護保険の第1号保険料においては、課税の有無や合計所得金額等を所得基準として用いていますが、上記の見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性があります。

保険者が想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正による影響を遮断するため、介護保険法施行令が改正されました。これに伴い、奥州市介護保険条例においても所要の改正を行うものです。

併せて、この特例により負担が増加してしまう方への配慮として、令和7年度に住民税非課税であった方については、非課税者相当の保険料段階まで減免する救済措置を講じ、急激な負担増を抑制します。

なお、この措置は、法令等に基づき令和8年度に限り、全国一律に改められる事項です。

3 条例改正の内容

(1) 給与収入が55万1千円以上190万円未満の方については、合計所得金額及び住民税の課税・非課税段階の判定について、令和7年度の基準に基づいて算定します。

(2) 当該特例により令和8年度の住民税が課されているとみなされる令和7年度の住民税非課税者について、令和8年度保険料算定においては住民税非課税者として判定する保険料段階まで申請によらず減免にします。

4 スケジュール

令和8年3月17日 介護運営協議会での審議

令和8年3月26日 市議会全員協議会での説明

令和8年3月27日 市議会での審議・議決

令和8年4月1日 改正条例施行

5 その他

◎ 市民への周知方法

ホームページに掲載

令和8年度介護保険料通知に説明文を同封